

No. 55

制 度 名	児童入所施設措置費等国庫負担金	主管課名	青少年家庭課 児童育成 G		
		問合せ先	029-301-3247		
目的・趣旨	児童福祉法に基づき市が行う助産及び母子保護の実施、または市町村が保育及び家庭支援事業の措置を行った場合における費用に対して経費を補助する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 児童福祉法で規定された以下の福祉の措置 (1) 助産の実施（妊産婦…助産施設） (2) 母子保護の実施（母子家庭の母子…母子生活支援施設） (3) 保育の措置（乳児、幼児その他の児童…特定教育・保育施設等） (4) 家庭支援事業の措置（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業）</p> <p>[対象経費] 対象経費の実施に要する経費</p> <p>[経費負担割合] 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/2	1/4	1/4	—
[令和 8 年度当初予算額] - 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 令和 8 年 10 月頃決定予定			
[備考]					